

建設業許可について

愛知県 都市・交通局 都市基盤部
都市総務課 建設業・不動産業室
令和7年11月

講演内容

トピックス①：建設業許可の更新申請について

トピックス②：電子申請について

トピックス③：認可申請について



トピックス①建設業許可の更新申請について

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から**5年間**です。

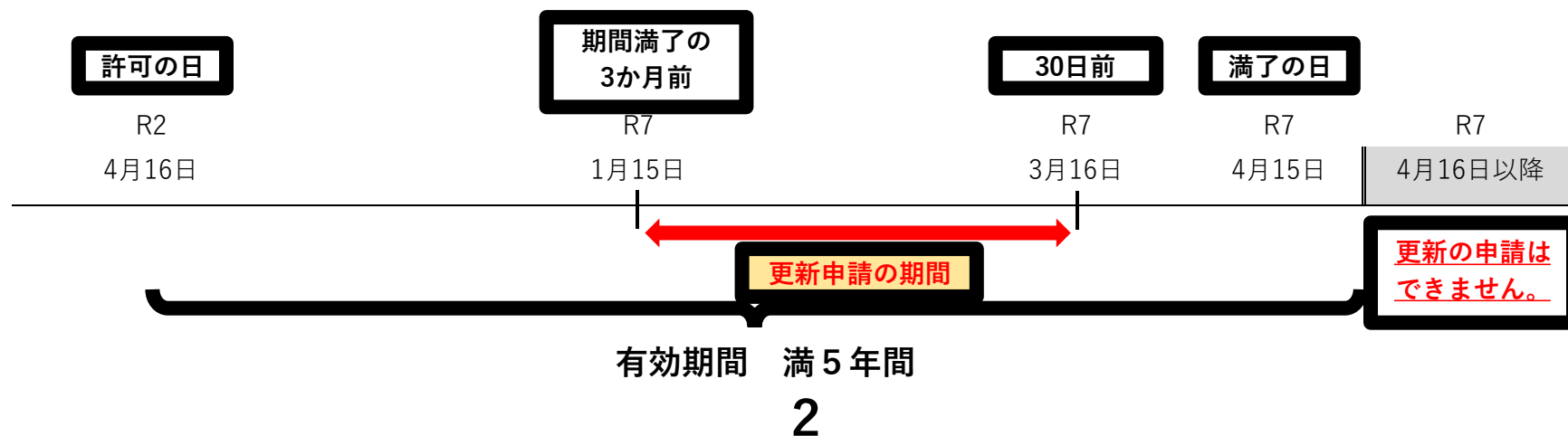
(例) 令和2年4月16日に許可を受けた場合

→令和7年4月15日が有効期間の満了日

引き続き許可が必要な場合、有効期間満了の3か月前から30日前までに許可の更新申請をする必要があります。

満了日が閉庁日であっても、その日をもって満了します。

この間、毎事業年度の決算終了後には事業年度終了届出書、その他許可の申請事項の内容に変更が生じた時には、変更届出書等を期限内に提出してください。



◎許可を受けたあとの届出等一覧

変更事項	提出期限
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、営業所技術者等の変更 令第3条に規定する使用人の変更 健康保険等の加入状況の変更 欠格要件に該当したときなど 商号又は名称の変更 営業所の名称・所在地又は業種の変更 営業所の新設・廃止 資本金額の変更 役員等の就退任、追加、削除、常勤・非常勤、氏名の変更、代表者の変更 個人事業主の氏名や支配人の変更	事実発生後 <u>2週間</u> 以内
	事実発生後 <u>30日</u> 以内
毎事業年度（決算期）が終了したとき	毎事業年度終了後 <u>4か月</u> 以内
建設業を廃業したとき	廃業事由発生から <u>30日</u> 以内

- (2) 親上層のうちの親会社からの仕入高
(3) 親上層のうちの工事費引当金繰入額
(4) 関係会社との借入金引当金の取引高
(5) 研究開発費の繰入（会計監理人を設置している会社に限る。）

- 9 株主資本等変動計算書関係
(1) 事業年度末における持株比率の増減及び数

- (2) 事業年度末における自己株式の増減及び数

- (3) 剰余金の配当

- (4) 事業年度末において発行している有価証券の目的となる株式の増減及び数

- 10 固定資産計

- 11 リースにより使用する固定資産

- 12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況

- (2) 金融商品の時価等

- 13 貸倒等不慮損失関係

- (1) 貸倒等不慮損失の状況

- (2) 貸倒等不慮損失の増減

- 14 関係当事者との取引

- 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	関係者の名称（親会社）	関係内容	科目	期末残高（千円）

ただし、会計監理人を設置している会社は以下の様式により記載する。

- (1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	関係者の名称（親会社）	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高（千円）

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸倒損失、繰上利益等に与える影響の内容

- 15 一時的な増減

- (1) 一時増減の増減金額

- (2) 一時増減の当期純利益又は当期純損失

- 16 重要な取引関係

- 17 連結関係の適用の有無

- 17-2 連結関係関係

- 17-3 関係会社関係に関する法人関係

- 18 その他

項目追加

◎上記は代表的な変更事項を挙げたものです。これら以外にも変更の手続が必要な場合があります。

◎必要書類等については、「建設業法による変更届等の手引」をご覧ください。

◎手引、様式の入手方法については、6ページをご覧ください。

提出に際しての注意点

- ・更新等の申請の前には、必要な変更届や事業年度終了届を提出していなければなりません。
- ・提出書類は、正本と副本が各 1 部ずつ必要です。
法定様式以外の登記事項証明書、身元証明書等については、副本分は写しを添付してください。
- ・申請書類等への押印は不要です。
- ・役員等の変更届と更新の申請を同時に提出する場合には、それぞれに証明書（原本）の添付が必要です。
- ・適正な経営体制（経營業務の管理責任者等の要件）のイ該当（2）及び（3）、ロ該当については提出前に必ず管轄の建設業窓口へ事前相談してください。

適正な経営体制（経營業務の管理責任者等の要件）について

○経營業務の管理責任者等の要件について

イ 常勤役員等（法人の役員、個人事業主、個人事業主の支配人等）で以下のいずれかに該当する者を置く

（1）建設業に関して5年以上役員等の経験がある。



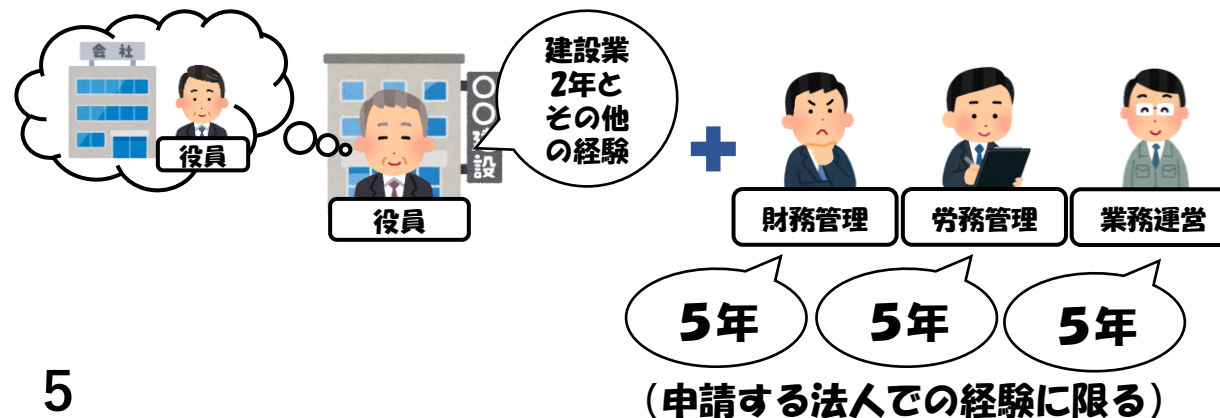
（2）建設業に関して5年以上役員等に準ずる地位（経營業務を執行する権限の委任を受けた執行役員等）の経験がある。



（3）建設業に関して6年以上役員等に準ずる地位で、役員等を補佐する業務の経験がある。



ロ 建設業に関して2年以上役員等の経験があり、かつ5年以上の所定の役員等の経験がある常勤役員等と、その法人での5年以上の財務管理、労務管理、業務運営の業務経験を有する者を、当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置く



各種手引および許可申請書類の入手方法について



愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>)



トピックス② 電子申請について

◎令和5年1月10日から、建設業許可・経営事項審査の申請等について、
建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP：Japan Construction Industry electronic application Portal）により電子申請ができるようになりました。

- ・申請書の補正連絡については、電子申請システムを介して行うことになります。
（内容によっては電話でご連絡したり、窓口までお越しいただく場合があります。）
- ・紙による申請書等の受付も継続します。
- ・電子申請システムの利用には、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要になります。
- ・詳細については、国土交通省のWebページもご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



電子申請を行う際の注意事項 1

◎システムに添付が必要な書類について

- 建設業・経営事項審査電子申請システムでは、一部添付いただきたい書類について、システム上の案内等がないものがあります。
- 必ず、愛知県の手引き等の内容をご確認いただき、必要な書類データをダウンロードして作成のうえ、電子申請システム上の添付ファイルとして、一緒に提出してください。

<添付が必要な書類>

- 許可申請（新規・更新等）… 表紙（愛知県独自様式）
提出票（愛知県独自様式）
- 事業年度終了届出 … 表紙（愛知県独自様式）

建設業許可申請書提出票	
主たる営業所の所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
区分 (該当を○で囲むこと)	一般建設業 特定建設業
(申請の内容) 建設業法第5条(第17条の準用規定を含む)に基づく建設業の許可申請書	
受付印	受付番号

電子申請を行う際の注意事項 2

◎電子申請での受付ができない場合

- 既に許可をお持ちの方で、**許可の有効期限の30日前までに更新申請できなかった場合**は、電子申請システムでの**受付はできません**。
- **紙面による受付を行います**ので、申請書類を揃えたうえで、速やかに管轄の建設業窓口までお持ちください。



愛知県の電子申請に関する情報について



■愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページに適宜情報が掲載されますので、ご確認ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/jcip.html>)



■電子申請を行う際の注意点について、掲載しておりますので、ご確認ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshisomu/0438352.html>)

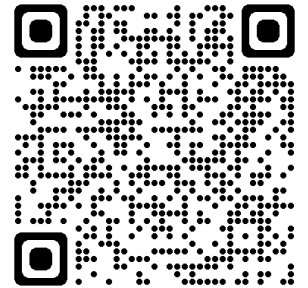


G Biz I D 関係 W e b ページ



■ G Biz I D の 概要 について掲載しているデジタル庁の W e b ページです。

(<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>)



■ G Biz I D の 作成 に関するデジタル庁の W e b ページです。

(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)



トピックス③ 認可申請について

◎令和2年10月1日施行の改正建設業法において、建設業許可に係る事業承継の規定が整備されました。

<制度の概要>

1. 事業譲渡等（譲渡・譲受け、合併、分割）

- ・ 許可を受けた地位を承継するためには、事前に認可通知を受ける必要があります。

※事前の書類本受付ではなく、通知まで受ける必要があることに注意！！

- ・ 許可に係る建設業の全部の承継を行う場合に対象となります。

（一部のみ承継は不可）

- ・ 承継元と承継先がともに許可業者である場合、同一の建設業種に関し、一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、承継の対象外となります。

（同一業種でも一般・特定区分が同じなら承継可。あるいは事前に一方を廃業することで承継可。）

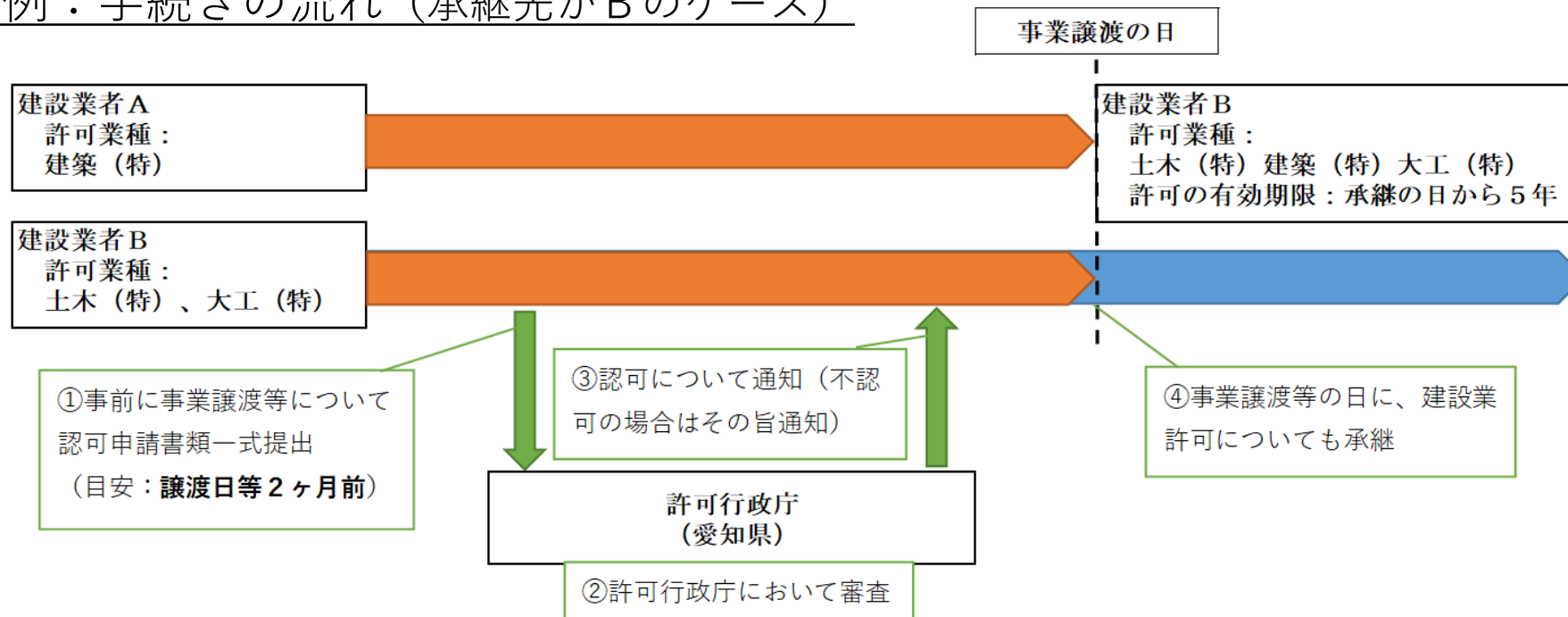
事業譲渡等の認可申請のスケジュール

■認可申請モデルスケジュール

譲渡日等 3 ヶ月前：事前相談 ⇒ ①譲渡日等 2 ヶ月前：申請書類仮受付

⇒ ②譲渡日等 1 ヶ月前：申請書類本受付 ⇒ ③譲渡日等より前：認可について通知

■例：手続きの流れ（承継先がBのケース）



相続の認可申請

< 制度の概要 >

2. 相続

- ・ 許可を受けた地位を承継するためには、被相続人である個人事業主の死亡後30日以内に相続を申請し認可を受ける必要があります。
- ・ 許可に係る建設業の全部の相続を行う場合に対象となります。
(一部のみの承継は不可)
- ・ 相続人も許可業者である場合、同一の建設業に関し、一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、承継の対象外となります。(同一業種でも一般・特定区分が同じなら承継可。あるいは事前に一方を廃業することで承継可。)

※相続は事業譲渡等と異なるスケジュールとなります。手続きが必要となった際は、できるだけ早く、管轄の建設業窓口までご相談ください。

申請窓口でのキャッシュレス決済について

- ・ 令和 7 年 1 月より開始。
- ・ 引き続き愛知県証紙による収納も可。

※利用できる決済ブランドは、今後変更となる場合がありますので、最新の情報をHP等でご確認いただくようお願いいたします。

クレジットカード



電子マネー



コード決済（スマホ決済）



令和 6 年建設業法施行令等改正について

令和 6 年 1 2 月に建設業法施行令等が改正されました。

< 建設業許可に関する主な変更点 >

1. 名称の変更 専任技術者 → 営業所技術者等

2. 特定建設業の許可を必要とする下請代金額の下限額の引き上げ

	建築一式工事以外	建築一式工事
改正前	4, 5 0 0 万円	5, 0 0 0 万円
改正後	7, 0 0 0 万円	8, 0 0 0 万円

令和 6 年建設業法施行令等改正について

令和 6 年 1 2 月に建設業法施行令等の改正されました。

<建設業許可に関する主な変更点>

3. 令和 6 年 1 2 月 1 日健康保険被保険者証の新規発行終了。新規発行終了後も経過措置として有効な健康保険被保険者証は常勤性の確認書類として使用可能。



令和 7 年 1 2 月 2 日以降、経過措置として有効であった健康保険被保険者証が使用不可。常勤性の確認書類としても使用不可。

常勤性の確認書類【令和 7 年 1 2 月 1 日以前】

- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等
- ・新規発行終了後も有効な健康保険被保険者証の写し



常勤性の確認書類【令和 7 年 1 2 月 2 日以降】

- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等
- ・~~新規発行終了後も有効な健康保険被保険者証の写し~~

※詳細は追ってWEBページで周知させていただきます。

経営事項審査について

愛知県都市・交通局
都市基盤部 都市総務課
建設業・不動産業室
令和7年11月

経営事項審査（経審）とは

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が受けなければならない審査。

公共事業の発注者が作成する入札参加資格者名簿に記載を希望される方は、入札参加資格申請前までに経審を申請し、その結果通知書を受け取っていただかなければなりません。

○審査基準日

経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）

※新しい審査基準日を迎えると、一つ前の審査基準日で経審を受審することはできません。

（その他）

新設法人・・・法人設立日

新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

※その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。

審査基準日

【多くの場合】

経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）

【その他】

新設法人・・・法人設立日

新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

※その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。

3月31日が決算日の法人の場合

R6.3.31
前回の
事業年度終了日

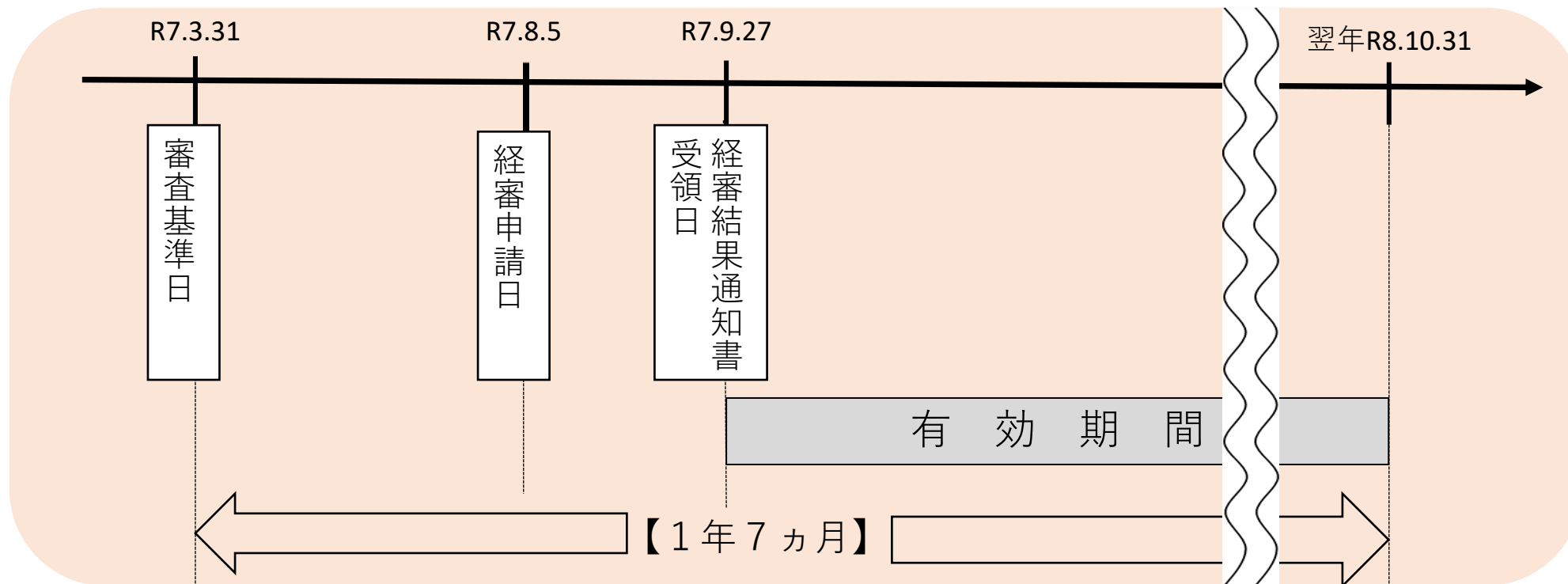
R7.3.31
直前の
事業年度終了日

R7.8.5
【経審申請日】

★審査基準日★

結果の有効期間

審査基準日から起算して1年7ヵ月後の日まで



(例)

審査基準日：令和7年3月31日 結果通知書受領日：令和7年9月27日

結果の有効期間：令和7年9月27日から令和8年10月31日まで

手続きの流れ・一般的な注意事項

■手続きの流れ

事業年度終了届提出後に
翌月经審の予約

経審当日
(指定された日程)

経審を受付した翌月末に
結果通知書発送

■経審の受審方法

① 対面審査

- ・予約した日時に直接会場までお越しください。(書類の事前提出は不要です)

② 郵送等による受付

- ・事前に管轄の事務所等へ申請書類、確認資料を郵送又は直接持ち込んでください。
(経審の予約票に記載されている提出期限必着)
- ・審査当日の来庁は不要です。
- ・補正等の連絡はFAXまたは電話で行いますので、審査当日は申請について補正に対応できるようにしてください。

③ 電子申請について

- ・詳細は後述

■一般的な注意事項

① 受付後、原則として内容の訂正等はありません

申請書の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。申請前に再度内容をご確認ください。ただし、申請月の月末までであれば、当該申請を取り下げることができます。

② 経審を申請するには、経審申請時に許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の許可がなければなりません。（※許可の有効期限にもご注意ください。）審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時に許可のある業種であれば、経審を申請することができます。

③ 1 審査基準日 1 申請（原則）

原則、一つの審査基準日につき、経審の申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度同一審査基準日について経審を申請することができます。

（１）業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合

（２）未申請業種について審査対象業種とする場合（完成工事高の移行をする場合を除く）

※ただし、通知済みの前回申請業種の評点が変更されるような内容の申請、前回申請時に完成工事高の移行元だった業種についての再申請については認められません。

電子申請手続の開始について

◎令和5年1月から、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）による電子申請ができるようになりました。

J C I P の概要については、国土交通省W e b サイトをご確認ください。システムの操作マニュアルも掲載されています。

(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

J C I P を利用するためには、デジタル庁が所管するG ビズ I D の取得が必要です。

詳しくは、デジタル庁及びG ビズ I D のW e b サイトをご覧ください。

デジタル庁（<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>）

G ビズID（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）



※ J C I P : Japan Construction Industry electronic application Portal

電子申請の注意事項について

○ＪＣＩＰでの提出方法について

システム内で作成する様式に加えて、予約票をお渡しする際に添付するチェックリスト、経営事項審査申請様式ダウンロードページからダウンロードできる提出票を添付ファイルとして提出してください。

○手数料の納付方法について

手数料は、ＪＣＩＰを経由したネットバンキング、愛知県収入証紙または窓口のキャッシュレス決済による納付のいずれかを選択できます。

ＪＣＩＰによる申請を確認後、手数料納付指示をシステム上で行います。審査予約時に、手数料の納付期限をお示ししますので、期限内に納付してください。期限内に納付されないと審査が翌月となる可能性があります。

○電子申請時の留意事項

資料に不備等がある場合、ＪＣＩＰ上で補正指示を行います。
審査当日は補正に対応できるようにしてください。



資本性借入金に係る経営事項審査の 事務取扱について

経営事項審査において、以下の要件をすべて満たす「資本性借入金」は自己資本とみなすことができるようになりました。

- ・ 償還期間が5年を超えていること。
- ・ 期限一括償還であること。
- ・ 配当可能利益に応じた金利設定がされていること。
- ・ 法的破綻時の劣後性が確保されていること。
- ・ 貸出主が金融機関（政府系含む）であるか、または特定の公的制度による借入であること。

適用年月日

- 令和7年7月1日申請受付分から適用

適用対象者

- ① 審査基準日が令和7年3月31日以降
- ② 単独決算であること
- ③ 経営状況分析の申請が令和7年7月1日以降

【概要】資本性借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて 国土交通省

令和7年7月1日以降の経営状況分析の申請から対象
(審査基準日が令和7年3月31日以降かつ、単独決算での申請者に限る。)

① 資本性借入金の要件

・貸出主が金融機関（政府系含む）又は『産業復興機構による既往債権の買取制度』等の制度の借入

〔償還条件〕

- ・償還期間が5年超
- ・期限一括償還

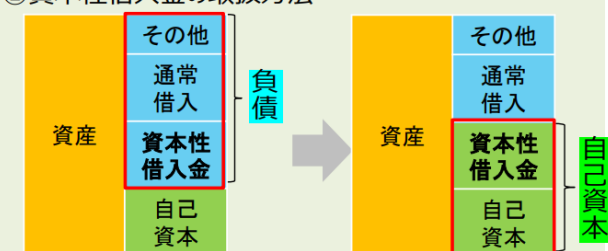
〔金利設定〕

- ・配当可能利益に応じた金利設定(※1)

〔劣後性〕

- ・法的破綻時の劣後性が確保されていること又は、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること

② 資本性借入金の取扱方法



改正前 改正後
※残存期間が5年未満となった負債については、1年毎に2.0%ずつ自己資本とみなす部分を減減させる

※1「業績連動型が原則」 「債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること」

③ 以下の審査項目において、資本性借入金のうち自己資本と認められる金額は「負債」から控除し、「自己資本」に加算する。

【審査項目】

- ・負債回転期間（負債から控除）
- ・自己資本対固定資産比率（自己資本に加算）
- ・自己資本比率（自己資本に加算）
- ・X21自己資本（自己資本に加算）

④ 申請方法（1. 事前準備 2. 登録経営状況分析機関への提出 3. 審査行政庁への提出）

1. 公認会計士等(※2)から指定様式において資本性借入金に該当する借入金であること等の証明をうける。
2. 経営状況分析申請において、余白に資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を記載した経営状況分析申請書等とともに、証明書の写し・契約書の写し等を登録経営状況分析機関に提出する。
3. 経営規模等評価申請書の自己資本額において、資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を加算した自己資本額を記載し、証明書の写しを添付して審査行政庁に申請。

※2 建設業法施行規則第18条の3 第3項第2号イ、ロ（登録経理試験の一級試験に合格した者に限る。）、ハ（登録経理講習の一級講習を受講した者に限る。）及びニ（令和2年国土交通省告示第1060号第5号に該当する者に限る。）に掲げる者（公認会計士・税理士・建設業経理士1級）

出典 国土交通省資本性借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて（令和7年7月1日）

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W 1－10）について（令和5年1月1日改正）

- ・ 建設キャリアアップシステム（C C U S）の活用状況について、以下のとおり加点対象となります。
※C C U S：Construction Career Up System

審査対象工事 ①から③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から**直接請け負った**建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③ 災害応急工事

該当措置 ①から③のすべてを実施している場合に加点

- ① C C U S 上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でC C U S 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出（愛知県様式第12号）

提出書類

- ・ CCUS上で事業者情報が登録されていることがわかるもの
(CCUSの帳票「3 - 1 事業者情報」等)
- ・ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（愛知県様式 1 2 号）

10 帳票「3-1 事業者情報」の出力手順

■自社の「事業者情報」を帳票出力する場合

1. 事業者ポータル画面のメニューから、「510_ 閲覧」→「10_ 自社情報」を選択します。「所属事業者情報の閲覧」画面が表示されます。「帳票出力」ボタンをクリックします（以下、11 ページ「帳票と安全書類出力基本操作」参照）。
※ CSV ファイルを出力する場合は、「CSV 出力」ボタンをクリックします。

様式 12

記載例

(用紙A4)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和 6 年 9 月 1 日から 令和 7 年 8 月 3 1 日までの期間について、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法第 27 条の 2 第 1 項に定める都道府県知事、国土交通省及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
愛知県知事 殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者 I D

1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5 4

住所 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

商号又は氏名 愛知建設工業 (株)

代表者氏名 代表取締役 愛知 太郎

申請区分 (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数	
措置実施工事		15	件
措置未実施工事	軽微な工事	10	件
	災害応急対策	10	件
合 計		35	件

記載要領

1 国内で請け負った元請工事について、件数を記入します。
海外での工事及び下請工事は対象となりません。

2 申請区分は項番 5 4 に記載した内容と同じ番号に○をつけます。

3 措置実施対象外となる工事 (「軽微な工事」「災害応急対策」) でも当該措置を実施した場合は「措置実施工事」に件数を計上してください。

4 「軽微な工事」「災害応急対策」の概要については記載要領 5, 6 をご確認ください。

なお、表中に記載する内容が無い場合は「0」を記載又は空欄とすること。

4 「措置実施工事」とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。軽微な工事等においても、当該措置を実施した場合は、「措置実施工事」に含むものとする。

5 「軽微な工事」とは、建設業法施工令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。

6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

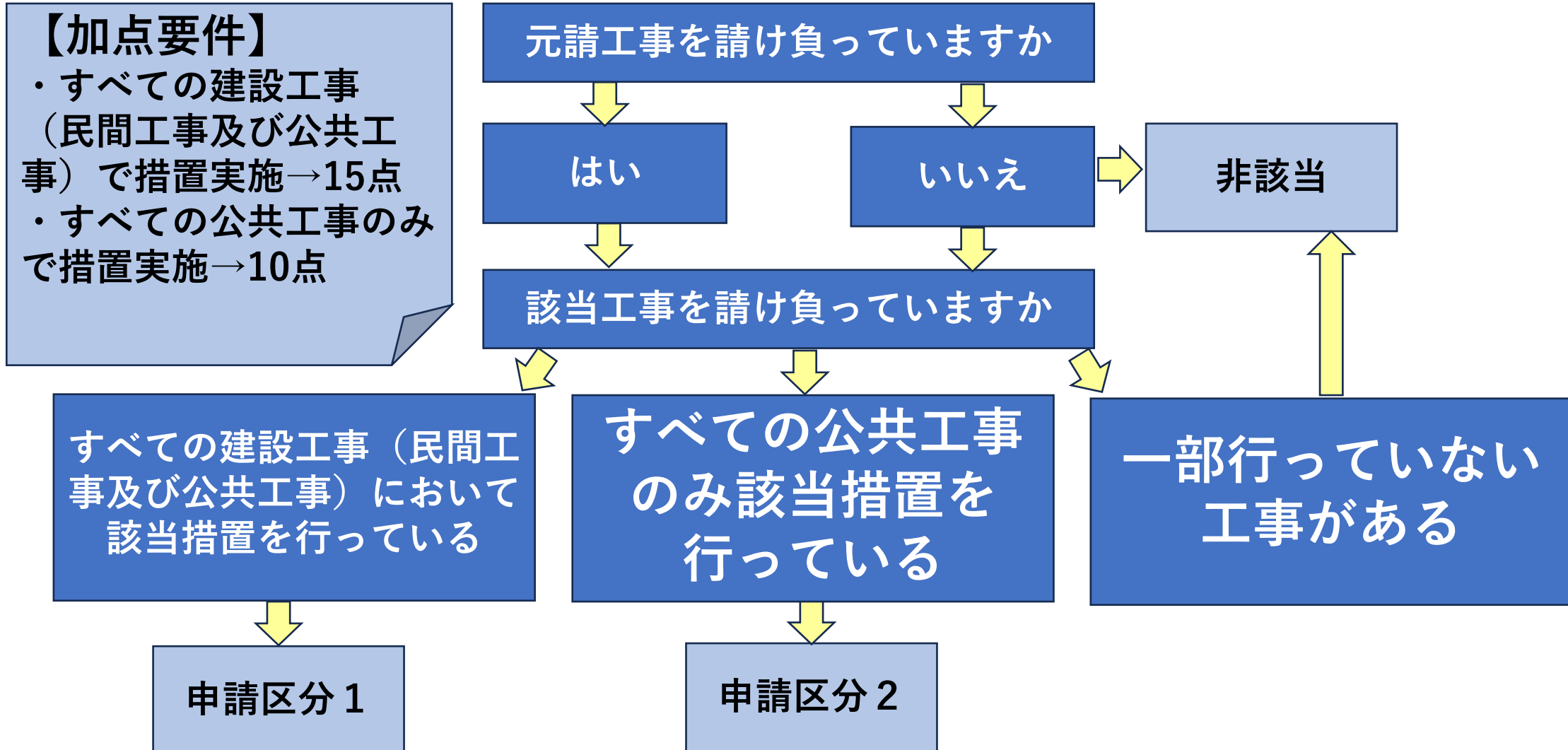
提出前に下記の注意点を確認してください。

・国内で請け負った**元請工事**についての件数を記入します。軽微な工事 (500 万未満の工事) のみ行っている方や、下請工事のみ行っている方は当てはまりません。

・申請区分 1 であっても、2 であっても全ての工事で措置を実施している必要があります。
※一部の工事については、行っていない場合は、申請できません。

措置実施工事件数が 0 件の方は
この様式 12 を提出する必要はありません。

参考：フローチャート



建設機械の保有状況について

建設機械の所有及びリース台数の確認資料等について

○記載できる機械

- ・ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)
- ・ブルドーザー(自重が3トン以上のもの)
- ・トラクターショベル(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)
- ・モーターグレーダー(自重が5トン以上のもの)
- ・ダンプ車(自動車検査証の「車体の形状」欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあり、土砂の運搬が可能なもの(自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等土砂の運搬が制限されているものは不可))
- ・移動式クレーン(つり上げ荷重が3トン以上のもの)
- ・高所作業車(作業床の高さが2メートル以上のもの)

・締固め用機械(ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー)

※ハンドガイドローラーは自走可能のため加点対象となりますが、コンパクタやランマー等明確に自走能力がない建設機械は特定自主検査の対象ではないため加点対象とはなりません。

・解体用機械(ブレーカ(ブレーカユニットのアタッチメントを有するもの)、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機)

※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については重複して加点することはできません。

以上の機械のうち、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間のあるもの)を締結しているものを記載します。

・自己所有している場合で前回の申請書に記載があるものについては保有状況についての確認資料は不要です。

・アタッチメントを替えてもベースマシーンを共有していれば一台として考えます。

・定期検査が有効期限内にされていないものについては、加点対象ではありません。

技術職員名簿におけるよくある質問

(用紙A4)

2 0 0 0 5

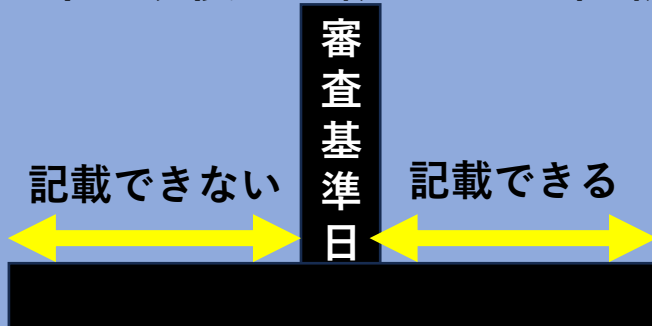
技 術 職 員 名 簿

項 番 3 5
数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		愛知 一郎	平成4 年 5 月 3 日	31	8 2	0 9 2 3 0	2	0 9	1 7 6	1	00000000685	
2		豊田 二男	昭和62 年 10 月 6 日	36	8 2	0 1 2 1 2	1					
3			年 月 日		8 2							

退職者の取り扱いについて

- ・審査基準日当日に退職した方も記載できる
(審査基準日以後に退職した方も記載できる)

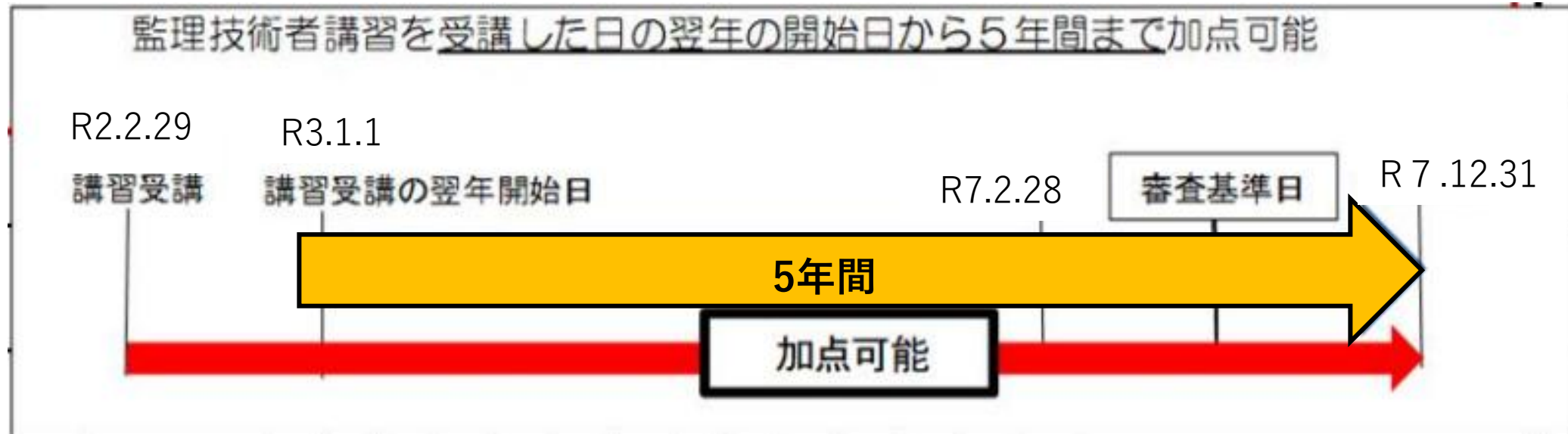


講習受講について、1（あり）とできるのは、以下の要件を満たす場合

- ①1級の資格を有し
- ②審査基準日時点で有効な監理技術者資格者証の交付があり
- ③講習の有効期間が切れていないこと

参考：監理技術者の経審上加点可能な期間

講習修了した日が審査基準日より前の日付
かつ審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内
含まれていること



技術職員名簿におけるよくある間違い

(用紙A4)

2 0 0 0 5

技 術 職 員 名 簿

項 番
数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
1		愛知 一郎	平成4 年 5 月 3 日	31	8 2 0 9	2 3 0	2	0 9	1 7 6	1	00000000685	
2		豊田 二男	昭和62 年 10 月 6 日	36	8 2	2 1 2	1					
3			年 月 日		8 2							

- ・ 項番16で選択（申請）していない業種は記載不可（＝申請業種以外の業種については、資格を有していても、記載できません。）
- ・ 1つの業種について、2つの資格を申請することはできません。

法定外労災証明書について

愛知県知事（般・特一〇〇）第〇〇〇〇〇〇号

愛知県知事許可業者 経営事項審査用
法定外労働災害補償制度加入証明書

保 険 種 類 労働災害総合保険

保 険 契 約 者 (被保険者) (商号または名称) (所在地) (保険契約者が被保険者と異なるときは項目を分け併記すること)

保 険 証 券 番 号

保 険 金 額 (障害等級 8 級以下についても補償されるときは欄を設けて記入すること。補償額が同額の等級は欄を一つにしてもよい。)

障害区分	業務上災害補償額	通勤災害補償額
死亡	万円	万円
障害等級 1 級	万円	万円
障害等級 2 級	万円	万円
障害等級 3 級	万円	万円
障害等級 4 級	万円	万円
障害等級 5 級	万円	万円
障害等級 6 級	万円	万円
障害等級 7 級	万円	万円

保 険 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 年間 保険期間に審査基準日が含まれていなければいけません。

保 険 対 象 工 事 共同企業体及び海外工事を除く全工事

被保険者の範囲 直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべて

補 償 の 範 囲 ○業務災害及び通勤災害
○死亡及び障害等級 1 級から第 7 級までに係る障害のすべて

建設業法第 27 条の 23 に規定される経営事項審査の資料とするため、裏面詳細も含め、上記のとおり加入していることを証明します。また、証明内容について貴職から問い合わせがあれば応じることを約束します。

令和 年 月 日

(証明者) (所 在 地)
(名 称)
(職、氏名)

この証明書についての問い合わせ先

証明者側整理欄 (保険会社側の整理のために利用してください)

- 従来からの保険会社からの証明書（左記証明書）もしくは保険証券の写しを提出してください。
- 保険証券を提出書類とする場合は、手引き72頁記載の要件該当箇所を付箋を貼り、マーカー等を引いてください。
- 証明日については、審査基準日以前以後は問いませんが、保険期間に審査基準日が含まれるようにしてください。

C P D単位取得数、技能レベル向上者数の評価対象となる 技術者、技能者について

① 評価の対象者

- ・ CPD単位取得数 → 「技術者」
- ・ 技能レベル向上者数 → 「技能者」
- ・ 【参考】技術力の評価（Z点）「工事種類別技術職員数」 → 「技術職員」

※それぞれ、対象になる範囲が異なるため、注意が必要です。

② 技術者、技能者等の具体的な判断方法について

・ 技術職員について

→ 経審を受ける業種について、所定の資格や実務経験がある方。

・ 技術者について

→(1)建設業許可における、専任技術者になれる資格や実務経験を有すること
(2)1級もしくは2級の技士補

(1)、(2)のいずれかに該当すれば技術者となります。

技術者については、経審を受審する業種の資格であるかは問いません。

経審を受けない業種の資格のみ持っている方についても、技術者となります。

- ・技能者について

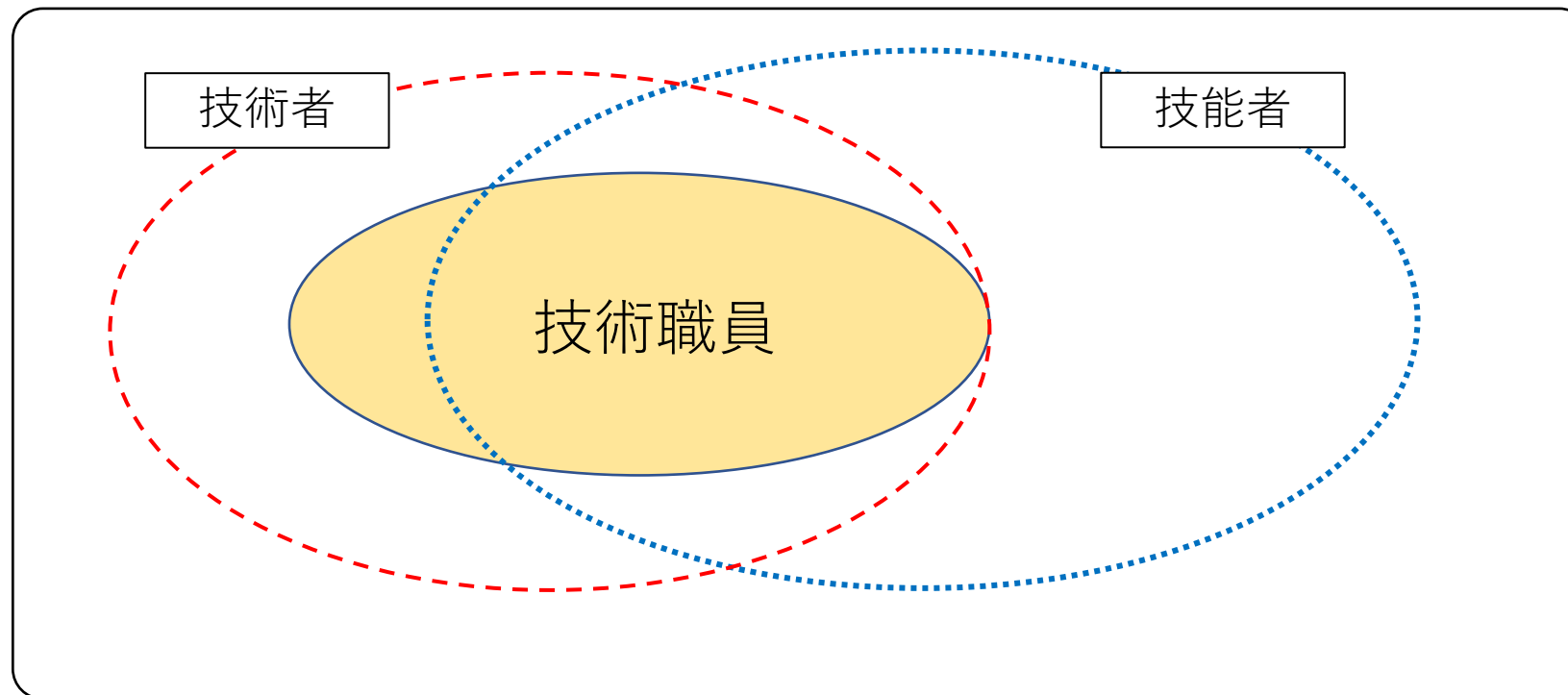
→施工体制台帳の作業員名簿に記載されており、施工管理のみに従事した者以外の方。

実際に施工体制台帳を作成した工事以外でも、仮に施工体制台帳を作成した場合に、作業員名簿に記載される方は技能者です。

言い換えると、現場で実際に作業に従事する方が技能者となります。

実務経験年数や資格の有無にかかわらず、現場に出ていれば技能者です。

③ 技術者、技能者等の関係性



④ C P D 単位取得数について

審査基準日以前 1 年間に於ける技術者 1 人あたりが取得した C P D（Continuing Professional Development：技術者の継続教育）単位数の合計

C P D 認定団体	数値	C P D 認定団体	数値
(公社) 空気調和・衛生工学会	50	(公社) 日本建築士会連合会	12
(一財) 建設業振興基金	12	(公社) 日本造園学会	50
(一社) 建設コンサルタンツ協会	50	(公社) 日本都市計画学会	50
(一社) 交通工学会	50	(公社) 農業農村工学会	50
(公社) 地盤工学会	50	(一社) 日本建築士事務所協会連合会	12
(公社) 森林・自然環境技術者教育研究センター	20	(公社) 建築家協会	12
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50	(一社) 日本建設業連合会	12
(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	(一社) 日本建築学会	12
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	(一社) 建築設備技術者協会	12
(一社) 全日本建設技術協会	25	(一社) 電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	(一社) 日本設備設計事務所協会	12
(公社) 土木学会	50	(公財) 建築技術教育普及センター	12
(一社) 日本環境アセスメント協会	50	(一社) 日本建築構造技術者協会	12
(公社) 日本技士会	50		

・各技術者のCPD単位取得数算出方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{① C P D 認定団体に} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{②CPD認定団体毎に} \\ \text{表の右欄に掲げる数値} \end{array} \right) \times 30$$

※参考 公益社団法人空気調和・衛生工学会から35単位認定されている場合

$$35 \div 50 \times 30 = \underline{\underline{21単位}}$$

⑤技能レベル向上者数について

・技能レベルとは

建設キャリアアップシステムに登録した技能者の方が、認定能力評価基準による評価を受けることによって付与されるもの。

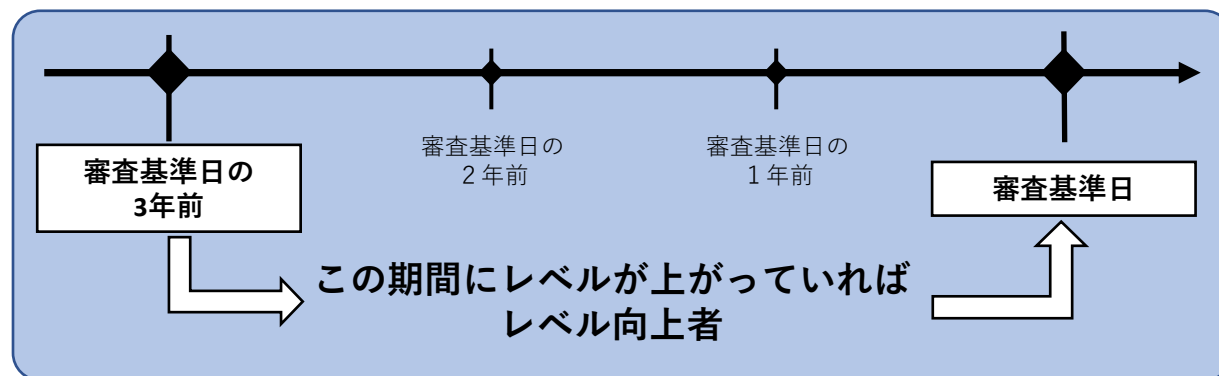
・どのような場合に技能レベル向上者になるか（図Ⅰ）

審査基準日の3年前と比較して、技能レベルが向上しているかで判断します。

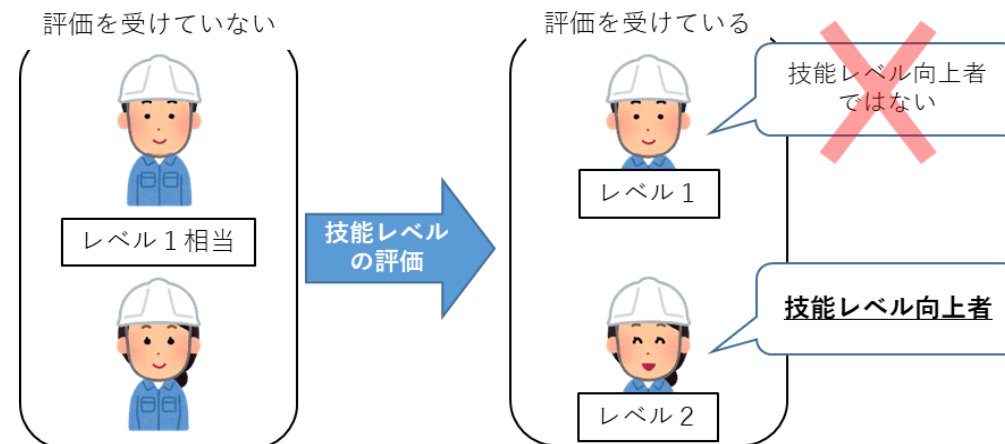
・技能レベル向上者の判断の注意点（図Ⅱ）

技能レベルの評価を受けていない方はレベル1として扱われます。

（図Ⅰ）



（図Ⅱ）



窓口キャッシュレスについて

- ・令和7年2月の申請より対象。
- ・引き続き愛知県証紙による収納も可。
- ・審査の前の納付をお願いします。
- ・納付の際に申請書と提出票をご用意ください。
- ・必ず管轄の事務所で納付してください。

クレジットカード



電子マネー



コード決済



経営事項審査申請等の手引および申請書類の入手方法について

The screenshot shows the Aichi Prefectural Government website. At the top, there are navigation links for '本文へ' (Main text), '読み上げ・ふりがな' (Text-to-speech), 'Language', '文字サイズ' (Text size), '拡大' (Enlarge), '標準' (Standard), '背景色' (Background color), '白' (White), '黒' (Black), '青' (Blue), and a 'サイト内検索' (Search) button. Below these are icons for '防災情報' (Disaster information), '観光情報' (Tourism information), and '事業者・就業者の方向け' (For business operators and employees). The main content area shows a breadcrumb trail: 'ホーム > 組織からさがす > 都市総務課 > 経審様式ダウンロード'. Below this is a blue button labeled '経審様式ダウンロード'. The page ID is 'ページID:0373920' and the update date is '掲載日:2025年10月7日更新'. There is a link to '印刷ページ表示'. The page has a 'ページジャンプ' (Page jump) section with links to 'はじめに', '1. 経営事項審査申請等の手引', '2. 申請書類の様式', and '3. 確認書類の様式'. The 'はじめに' section contains a wavy line graphic and text about the importance of reading the guide. The '1. 経営事項審査申請等の手引' section contains a table with download links for the guide and its parts.

本文へ 読み上げ・ふりがな Language 文字サイズ 拡大 標準 背景色 白 黒 青 サイト内検索 Google

防災情報 観光情報 事業者・就業者の方向け 愛知県 Aichi Prefectural Government 目的からさがす

現在地 ホーム > 組織からさがす > 都市総務課 > 経審様式ダウンロード
足あと 建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業トップ > 経審様式ダウンロード

経審様式ダウンロード

ページID:0373920 掲載日:2025年10月7日更新 印刷ページ表示

ページジャンプ

はじめに 1. 経営事項審査申請等の手引 2. 申請書類の様式 3. 確認書類の様式

はじめに

申請書の作成にあたっては、経営事項審査申請等の手引をよく読んでいただき、ご不明点がございましたら、事前に建設業受付窓口などで相談し、不備等がないようにお願いします。

1. 経営事項審査申請等の手引

経営事項審査申請等の手引[愛知県知事許可業者用]令和7年4月版	
一括ダウンロード	[PDFファイル/2.78MB]
(1)-1表紙からP13	[PDFファイル/8.05MB]
(1)-2P14からP18-2	[PDFファイル/7MB]
(2)P19からP32	[PDFファイル/8.92MB]
(3)P33からP38	[PDFファイル/3.52MB]

愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshisomu/dl-page-keishin.html>)

令和8・9年度愛知県建設工事等 入札参加資格審査申請について

愛知県建設局土木部建設総務課
令和7年11月

入札参加資格審査の概要

- 愛知県（建設部門（建設局、都市・交通局、建築局）・農林水産部門（農業水産局、農林基盤局）・企業庁）及び県関係団体（愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社、公益財団法人愛知水と緑の公社、公益財団法人愛知県都市整備協会、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会）が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の入札に参加するためには、県の入札参加資格者名簿に登録されていることが必要。
- 名簿に登録されるためには、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により申請を行い、県の審査を受ける必要がある。

令和 8 ・ 9 年度入札参加資格審査申請 「定時受付」について

- **受付期間**

令和 8 年 1 月 5 日（月）～令和 8 年 2 月 1 6 日（月）

- **申請方法**

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）による電子申請

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

- **有効期間**

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 1 0 年 3 月 3 1 日（金）



（参考）令和 8 ・ 9 年度入札参加資格審査申請「随時受付」

受付期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 1 0 年 1 月 3 1 日（月）

申請要件（建設工事）（１）

①資格審査を希望する業種について、建設業法第３条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。

②（定時受付の場合）

資格審査を希望する業種について、**審査基準日（決算日）が令和６年７月１日から令和７年６月３０日の間にある**、経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

※決算期の変更等により審査基準日（決算日）が令和７年７月１日以降となる場合には、申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。

（随時受付の場合）

申請日の直前に受けたものであって、かつ、申請日から遡って１年７か月以内の日を審査基準日とするもの。

申請要件（建設工事）（2）

- ③地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号に該当する者でないこと。
- ④愛知県が指定する愛知県税及び国税が未納でないこと。
- ⑤社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入していること（適用除外の場合を除く。）
- ⑥「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

申請要件 (設計・測量・建設コンサルタント等業務)

建設工事における申請要件③～⑥を満たし、且つ営業に関して必要とされる登録があること。

(再掲：建設工事における申請要件)

- ③地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号に該当する者でないこと。
- ④愛知県が指定する愛知県税及び国税が未納でないこと。
- ⑤社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入していること（適用除外の場合を除く。）
- ⑥「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

必要書類（建設工事）（1）

①国税の納税証明書

本店所在地を管轄する税務署で様式その3の3（法人の場合）又は様式その3の2（個人の場合）の交付を受けてください。

※愛知県税については、県が納税状況を確認するため、証明書等を提出する必要はありませんが、法人の場合は電子申請の中で法人番号の入力が必要です。（個人の場合は入力不要。）

法人番号：国税庁法人番号公表サイトにて確認できます。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

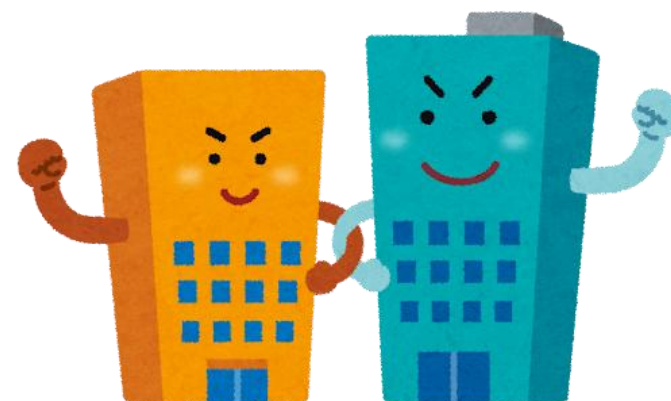
必要書類（建設工事）（2）

②社会保険・雇用保険の届出が確認できるもの（領収書の写し等）

※建設工事の場合、最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている場合は提出不要です。

③資本関係又は人的関係に関する申告書

※該当する者がいない場合は提出不要です。



必要書類 (設計・測量・建設コンサルタント等業務)

建設工事における必要書類に加え、以下④・⑤の書類が必要です。

④登記事項証明書（**法人の場合**）又は代表者の身元証明書及び登記されていないことの証明書（**個人の場合**）

⑤以下 3 業種の申請を希望する方は、当該業種の登録を確認できる書類の写し

・ 建築設計：建築士事務所登録証等

・ 一般測量又は航空写真測量：測量業者登録証等

※支店等を契約を締結する営業所とする場合は、その支店等が当該営業を営む営業所として登録されていることがわかるものを提出してください。

必要書類に関する注意事項

- 「①国税の納税証明書」及び「④登記事項証明書（法人の場合）又は代表者の身元証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）」については、入札参加資格審査申請時から3か月以内のものに限ります。（コピー可）
- 「②社会保険・雇用保険の届出が確認できるもの」については、直近のものに限ります。
- 必要書類については、電子申請の中で出力される別送書類送付書とともに電子申請データ送信後7日以内に愛知県建設局土木部建設総務課へ到着するように別途郵送してください。

総合点数の算定について（建設工事）

総合点数 = 経営事項評価点数 + 成績評価点数

成績評価点数 = 工事成績評定点数 + 優良工事表彰点数
+ 地域貢献点数 + **社会的取組評価点数（※）**
+ 建設キャリアアップシステム登録状況点数
－ 指名停止等経歴点数

（※）は今回変更があった項目です。

(※) 社会的取組評価点数について (1)

【評価項目】 (1項目につき10点を付与し、最大付与点数を50点とする。)

①自動車エコ事業所の認定

②あいち生物多様性企業認証 (新規)

③障害者の雇用義務の達成

④協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用

⑤愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録

⑥あいちっこ家庭教育応援企業への賛同

~~くるみん認定 (トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む)~~ (削除)

⑦エコモビリティライフの推進

⑧健康づくりの推進

⑨障害者就労施設等からの調達実績

⑩愛知県休み方改革マイスター企業の認定

⑪取引適正化の推進 (新規)

(※) 社会的取組評価点数について (2)

【評価要件】

○あいち生物多様性企業認証の追加

愛知県環境局環境政策部自然環境課において、あいち生物多様性企業認証を受けていること。（県が認証の状況を確認するため、**証明書等の提出は不要です。**）

○取引適正化の推進の追加

パートナーシップ構築宣言を公表していること。（「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト「登録企業リスト」に公表されている**宣言文を提出してください。**）

総合点数の算定について (設計・測量・建設コンサルタント等業務)

$$3 \times A + B + 5 \times C + D \quad (300 \text{ 点満点})$$

A : 年間平均実績高の点数	B : 自己資本額の点数
C : 有資格者数の点数	D : 営業年数の点数

今回、変更はありません。

問い合わせ先等

- **電子申請の操作方法等について**

あいち電子調達共同システムヘルプデスク

0120-059-399

- **要領・必要書類等について**

建設局土木部建設総務課契約第一グループ

052-954-6608

農林基盤局農地部農林総務課経理・契約グループ

052-954-6394

企業庁管理部総務課契約グループ

052-954-6671

- **総合点数の算定における変更項目について**

「あいち生物多様性企業認証」について

環境局環境政策部自然環境課生物多様性保全グループ

052-954-6475

「パートナーシップ構築宣言」について

経済産業局中小企業部中小企業金融課 経営支援・調整グループ

052-954-6332

「くるみん認定」について

労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ

052-954-6360

申請要領・詳細については、令和7年12月初旬に愛知県建設局土木部建設総務課のホームページに掲載予定です。（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/>）

ご清聴ありがとうございました。

